

山口大学と包括的連携・協力に関する協定を締結

3月5日函長登銅山文化交流館（大仏ミュージアム）において、美祢市は国立大学法人山口大学と包括的連携・協力に関する協定を締結しました。

市では、市が抱える課題の解決と第一次美祢市総合計画に掲げる基本目標の達成には、学術研究に基づいた科学的な視点と、様々な分野の研究成果を有機的に結び付けることが重要と考えており、また山口大学においては、理学部を中心として秋吉台、秋芳洞、長登銅山跡などの自然遺産を活用した様々な活動を美祢市において展開されており、今後もテーマ発掘が期待できます。

この協定締結により、今後地域課題の解決や地域政策の研究などにおいて、それぞれが有する資源を活用した組織的かつ効果的な取り組みを行っていきます。

連携・協力の具体的な内容は以下のとおりです。

- 1 教育・研究に関すること
- 2 地域観光・産業の振興に関すること
- 3 健康・福祉に関すること
- 4 国際交流に関すること
- 5 美祢ジオパーク構想の推進協力に関すること
- 6 その他前事項の目的に沿った諸課題に関すること



協定書署名後に握手する丸本山口大学長と村田市長

山口大学から古代ハスの大賀ハスを株分け

協定締結の記念行事として、山口大学の吉田キャンパスに植えられている「大賀ハス」を長登銅山文化交流館横の「天平の池」に植栽しました。

大賀ハスは、昭和26年に千葉市にある「東京大学検見川厚生農場」の「落合遺跡」で発掘された2,000年以上前のハスの実から発芽・開花した「古代ハス」であり、山口大学の大賀ハスは、山口市仁保の源久寺から株を譲り受けられたものです。

植栽では、長登銅山文化交流館の環境整備に平素ご尽力いただいている奈良登振興会の倉増卓雄会長（旧美東町長）にも参加いただきました。

植栽しました大賀ハスは、今後、新たな夏の風物詩として、はるか2,000年前と同じ優雅な花を咲かせ、地域や長登銅山跡を訪れた人々の目を楽しませてくれることでしょう。



大賀ハスの株分け



式典参加者により大賀ハスを植栽しました。今後の成長を楽しみに見守りたいと思います。

問合せ先 企画政策課 (☎0837(52)1112)

Spring美祿 3rd

Spring 美祿とは、地域性を活かした特色ある取り組みにより、地域が跳ね上がるスプリングのように未来へ向かって飛躍を遂げるまちづくりを行うことを応援するものです。

Spring 美祿の一環として行う支援型まちづくり事業を募集します。

地域力発揮まちづくり創生交付金

市民活動団体及び地域住民組織が提案する公共性及び公益性の高い新たなまちづくり活動に対して支援を行います。なお事業の採択については審査会による審査を経て決定します。

<市民発チャレンジまちづくり事業> (団体支援)

- ・対象団体 5人以上で構成され、その過半数が市内に在住している市民団体又はグループ等
- ・事業の基準 人材・組織育成事業、情報発信事業、交流事業、社会実験事業、イベント開催事業等、まちづくりを目的としているもの。
- ・支援内容 活動の継続を条件として、1団体50万円を上限として事業費の5分の4を交付します。交付金の交付は、年度中1回限りとし、翌年度以降同じ事業を継続する場合は、翌年度交付割合を5分の2とし、翌々年度以降についての交付は行いません。

<地域提案型まちづくり事業> (地域支援)

- ・対象地域 行政区で構成される地域
例) 行政区単位、大字単位、その他地縁等で結びついた地域
※重複しての申請はできません
- ・事業の基準 地域の活性化や地域課題の解決に向け、不特定多数の市民の利益や社会的利益の向上のために、自主的かつ自発的に取り組むまちづくりに資するもの。
- ・支援内容 まちづくり事業活動の継続を条件として、地域性のある事業に対し行政区あたり50万円を限度に1地域最大100万円を上限として事業費の5分の4を交付します。また、年度中1地域1回限りとし、翌年度以降同じ事業を継続する場合は、翌年度交付割合を5分の2とし、翌々年度以降の交付は行いません。

●応募について

- ・応募期間 4月1日(日)～6月30日(日)
- ・募集团体数 市内全域2件
- ・募集地域数 市内全域2件
- ・応募に必要な書類
 - ① 地域力発揮まちづくり創生交付金申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 事業収支予算書
 - ④* 構成員名簿
 - * ⑤ 規約・会則等 (行政区の場合は不要)
 - ⑥ その他交付金の交付に関し参考となる書類等

美祿ジオパーク活動応援事業補助金

美祿市の貴重な地形、自然環境及び歴史的な遺産の保護・保全並びに再発見を目的に、市民活動団体や地域住民組織が行う自然環境の保護・保全活動、教育・普及活動及び魅力向上の取組などジオパークの認定に資する活動を応援します。

- ・対象団体等 募集説明会に参加した、以下の団体・組織とします。

- ①市民活動団体
自主的な運営が行われる団体で、公益に寄与する活動を行う団体 (別に要件があります。)
- ②地域住民組織
1つ又は複数の行政区から構成される組織

- ・対象事業 自然環境の再生・維持活動事業や、遊歩道等の整備・補修活動事業など、美祿ジオパーク活動の市民意識の浸透、又は魅力向上につながる活動事業 (対象事業には条件があります。)

- ・応援内容 対象事業に係る経費のうち、交付対象経費の10分の10以内、1団体・組織につき50万円を上限として補助金を交付します。また、1団体・組織につき1事業限りとして交付します。

●応募について

- ・事業の概要
募集説明会開催
5月8日(日) 18時～ 美祿市民会館
説明会にて申請書等必要書類を配布します。
募集期間
5月9日(日)～30日(日)
- ・募集团体等数 10団体・組織



赤間関街道復元整備活動

申請・問合せ先

企画政策課 (☎0837(52)1112) 美東総合支所総合窓口課 (☎08396(2)5000) 秋芳総合支所総合窓口課 (☎0837(62)1912)